

令和4年3月23日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和4年福島沖を震源とする地震を受けた
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より、別添のとおり、標記に関する事務連絡がまいりました。内容は、今般の令和4年福島沖を震源とする地震を受けて、オンライン資格確認等システムの機能の1つである、災害等発生時における「保険資格情報・医療情報の閲覧機能」をアクティブ化（有効化）する旨の周知方依頼になります。

「保険資格情報・医療情報の閲覧機能」は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害等が発生した時に、同法が適用された市区町村を有する都道府県において、期間限定でアクティブ化される機能です。アクティブ化されている場合、「オンライン資格確認等システム利用規約第21条2項に基づき、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、口頭等で患者同意を取得することにより、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

同機能の利用方法、利用における留意点については、日本医師会宛事務連絡に別添された資料「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

- 今回の「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間
- 範囲：宮城県、福島県
- 期間：災害救助法の適用第一報から一週間

以上